

TOPICS

中小企業事業承継円滑化のための総合的支援策について

人口構成の高齢化、団塊の世代の大量退職などが社会的問題となるなか、経営者・事業者についても高齢化が進展しており、事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継に様々な問題が生じ始めている。

そこで、平成 20 年度の中小企業施策として、事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策が講じられる。

その内容は、事業承継税制の抜本拡充に加え、遺留分についての法的措置、事業の継続・発展に向けた廃業と開業のマッチング等をサポートする事業承継支援センターの設立支援、中小企業経営者及び後継者向け等の研修・セミナーの強化、制度融資の拡充など、多岐にわたる支援策となっている。

* 事業承継税制の抜本拡充についてはセンター月報 2 月号にて概説

I. 事業承継税制の抜本拡充（税制改正）

（センター月報 2 月号参照）

雇用確保を含む 5 年間の事業継承とその後の株式の継続保有を条件として、非上場株式（中小企業の株式）の課税価格の 80% に対応する相続税の納税猶予制度を創設。

この制度は、平成 20 年 10 月 1 日施行予定の「事業継続円滑法」（仮称）に則して行われ、制度運用上は平成 21 年度の税制から、10 月の同法施行日以降の相続に遡っての適用となる。

II. 後継者問題への予算措置・制度融資

（1）「事業承継支援センター」の設立支援

事業承継に関する様々な課題に対応するため、

ワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を設置する。

実施予定主体としては「商工会議所」「商工会県連」等で、一カ所当たり約 2,000 万円の予算額で全国 100 カ所程度を予定している。

■ 「事業承継支援センター」の概要

①マッチング交流会開催

後継者不在等により廃業の危険性がある企業と開業希望者の交流会を行い、マッチングに向けた環境整備を行う。

②後継者育成セミナー

若手後継者（希望者を含む）等を対象に、事業承継に必要な知識・ノウハウ習得のための短期的なセミナー（2、3 日間）と長期間の本格的なセ

中小企業の事業承継円滑化のための総合的な支援策

I. 事業承継税制の抜本拡充（税制改正）…………センター月報 2 月号で概説

- 非上場株式等（中小企業の自社株等）の相続税課税価格について 80% の納税猶予 等
(平成 20 年 10 月施行予定の「事業継続円滑法」（仮称）に則して行われ、制度運用上は平成 21 年度の税制から、10 月の同法施行日以降の相続に遡って適用)



事業承継の円滑化の実現

地域経済と雇用を支える中小企業の活性化



II. 後継者問題への対応（予算措置・制度融資）

- 事業承継支援センター設立支援【20 億円】
- 事業承継関連セミナー支援の抜本強化【5 億円】
- 事業承継融資の抜本拡充

III. 民法上の遺留分制度への対応（新規立法）

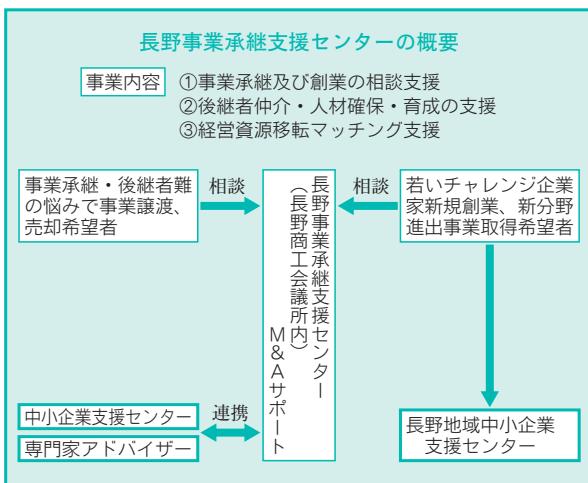
- 生前贈与株式を遺留分の対象から除外
- 生前贈与株式の評価額をあらかじめ固定

ミナーを行う。

③専門家派遣

様々な事業承継に係る相談に対応するため、弁護士や公認会計士、税理士を始めとした専門家派遣を行う。

活動予定の概要については、現在「長野事業承継支援センター」において行われている支援活動をイメージしている。



(2) 事業承継円滑化のための制度融資の拡充

法人・個人事業主、親族内・親族外を問わず、事業承継に際してのあらゆるニーズに応えるための制度融資を創設。

貸付金利も、低利の特別利率（5年以内の場合、20年1月時点で1.75%）を適用し、使い勝手の良い制度が目指される。

①法人による自社株式等の取得資金

相続等に関して、後継者が自社株式や事業用資産を会社に売却せざるを得ないケース、相続等で分散した自社株式や事業用資産を会社が買い取るケース等で、会社に対して自社株式等の取得資金を融資。

②後継者個人による経営権安定化のための資金

■会社の承継に際して、次の様なケース等につき当該後継者個人に対して資金を融資。（「事業継続円滑法」（仮称）の施行日より創設）

- 〈1〉相続で分散した自社株式や事業用資産を後継者個人が買い取るケース
- 〈2〉相続税納税を行うケース
- 〈3〉親族外承継に際して、後継者たる役員や

従業員等が自社株式や事業用資産を買い取るケース（MBO、EBO）

■個人事業主の後継者に対して、資金を融資。

- 〈1〉相続で分散した事業用資産を後継者が買取るケース
- 〈2〉相続税納税を行うケース

③後継者不在の企業をM&A等により取得する資金

会社に対して、事業承継に際しての株式等の取得資金を融資。

- 〈1〉既存の中小企業（会社、個人事業主双方）が、後継者不在の企業の株式を取得したり、事業を譲り受けるケース。

- 〈2〉後継者不在企業の役員や従業員等が、新たに法人を設立して当該後継者不在等の企業の株式を取得したり、譲り受けるケース等。

III. 民法上の遺留分制度への対応

(1) 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度の創設

* 遺留分：民法によって定められた、遺言者の意思をもってしても変更することのできない相続人の最低限の取り分。遺留分は相続財産全体の1/2（相続人が直系尊属のみの場合には1/3）。

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、後継者へ贈与された自社株式その他の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外できる制度を創設。

■事業継承に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止。

■後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続きは簡素化。

(2) 贈与株式評価額を予め固定できる制度の創設

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。

このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度を創設。

■後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除。